



申告がはじまります



平成28年度（平成27年分）の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告相談を行います。

申告が必要な方は、期間内に申告ください。

申告が必要かどうかは2～4ページの「かんたん！申告チェックフローチャート」でご確認ください。

日程・会場

対象地区	相談会場	相談日	受付及び相談時間
山内町	山内公民館	2月16日（火）から 3月15日（火）まで	9時00分から 16時00分まで （土日は除く）
北方町	北方支所 2階会議室		
旧武雄市	西川登町 西川登公民館	2月16日（火）	1日目 9時00分から 16時00分まで 2日目 9時00分から 12時00分まで
		2月17日（水）	
	東川登町 東川登公民館	2月18日（木）	
		2月19日（金）	
	武内町 武内公民館	2月22日（月）	
		2月23日（火）	
	若木町 若木公民館	2月24日（水）	
		2月25日（木）	
	朝日町 朝日公民館	2月26日（金）	
		2月29日（月）	
橋町 橋公民館	3月1日（火）		
	3月2日（水）		
武雄町 文化会館 ミーティングホール	3月3日（木）	9時00分から 16時00分まで （土日は除く）	
	3月4日（金）		
旧武雄市 （割り当ての日に 来られない方）	文化会館 ミーティングホール	3月7日（月）から 3月15日（火）まで	

<注意>

- ①お住まいの会場以外では申告相談ができません。
- ②当日8時から番号札(当日のみ有効)を配布します。一旦会場を出られる方は、受付終了時間までに再入場してください。時間内に入場されない場合は、相談ができない場合があります。

<休日申告相談のご案内>

対象地区	相談会場	相談日	受付及び相談時間
武雄市 全域	武雄市役所 本庁	2月21日（日）	9時00分から 16時00分まで
		3月6日（日）	

お問合せ先

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市役所 税務課 市民税係 TEL0954-23-9220

この冊子の使い方

1. 申告が必要かどうかを判断する

- ①申告チェックフローチャート（2～4ページ）の該当するページでフロー図に従って進み、申告が「必要」か「不要」か、を判断する。
- ②収入・所得（5～6ページ）や控除（7～9ページ）をお読みいただき、該当する項目がなければ、申告は不要です。

2. 申告が不要な方への注意点

フローチャートの結果、申告が「不要」となった方でも、所得証明書等が必要な場合は申告が必要です。

所得証明が必要な事例

（例）公営住宅への入居、保育園への入園、事業資金の融資申込 等

3. 申告相談へ行く・申告書を作成する

申告が必要な方は以下の目次を参考に、申告のご準備または、申告書を作成してください。

収入・所得金額、事業専従者控除に関する事項	5ページ
表1 （給与収入→所得）給与所得金額速算表	6ページ
表2 （公的年金等収入→所得）公的年金等所得金額速算表	6ページ
生命保険金の満期受取金について	6ページ
所得控除	7～9ページ
市県民税、国民健康保険税の計算方法と税率	10ページ
申告に必要なもの、用語の解説	11ページ

別紙 農業所得用 収支内訳書（両面）・・・農業をされている方は提出してください。

市町民税県民税 国民健康保険税 申告書（両面）←裏面の記入もお忘れなくお願いします。

事業所得・不動産所得用 収支内訳書・・・営業や不動産所得がある方はご提出ください。

医療費の明細書・・・医療費控除の申請がある方はご提出ください。

4. 申告書等の提出

武雄市役所税務課へご持参または郵送してください。または、各申告会場へご持参ください。

インターネットで住民税額の試算や申告書の作成ができます！

源泉徴収票などから、画面の指示に従って数字を入力することで、個人住民税額を試算し、申告書の作成、印刷ができます。

武雄市 市民税

検索

http://www.tax-asp.e-civion.net/tax-project/tax/takeo_top.html

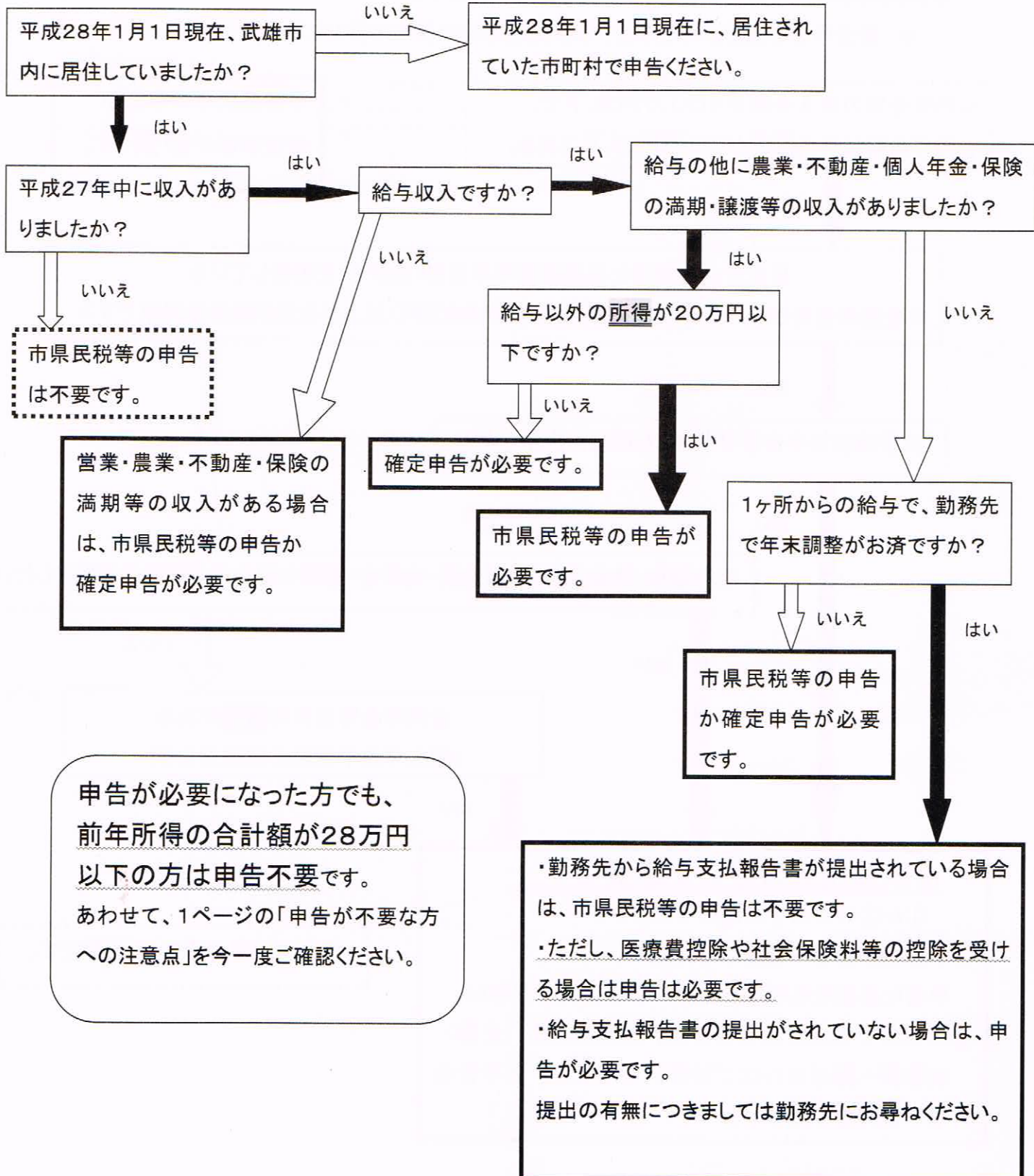
かんたん！申告チェックフローチャート

①市県民税等の申告

市県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。(公的年金収入、家屋敷課税は除く)

※ 確定申告を提出された方は、市県民税等の申告は不要です。

【スタート】



申告が必要になった方でも、前年所得の合計額が28万円以下の方は申告不要です。

あわせて、1ページの「申告が不要な方への注意点」を今一度ご確認ください。

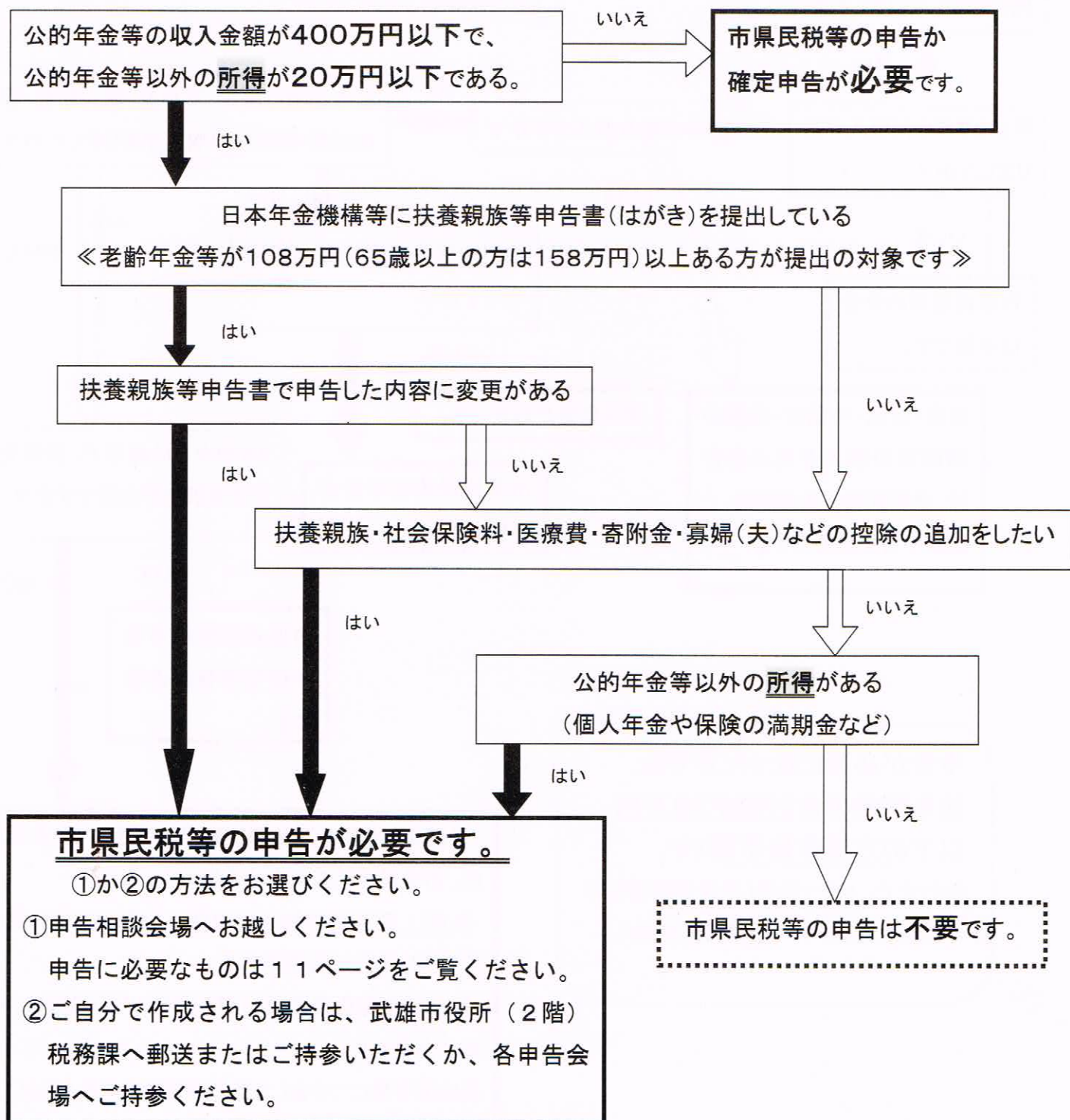
・勤務先から給与支払報告書が提出されている場合は、市県民税等の申告は不要です。
・ただし、医療費控除や社会保険料等の控除を受けると申告は必要です。
・給与支払報告書の提出がされていない場合は、申告が必要です。
提出の有無につきましては勤務先にお尋ねください。

かんたん！申告チェックフローチャート ②

② 公的年金等を受給されている方へ

市県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。

※ 確定申告を提出された方は、市県民税等の申告は不要となります。



「所得」の用語解説は11ページへ

かんたん！申告チェックフローチャート

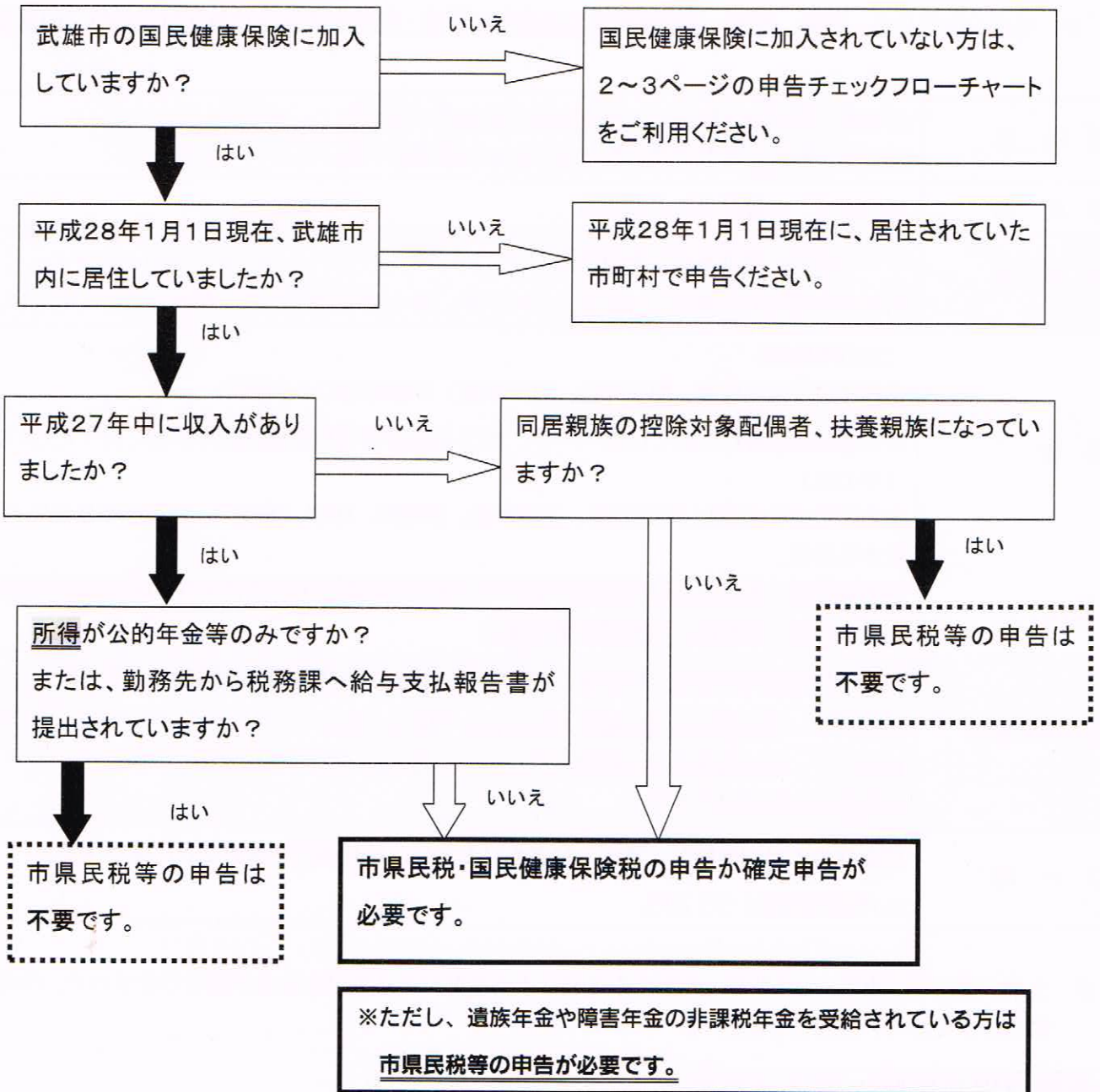
③

③ 国民健康保険に加入されている方へ

市県民税等の申告が必要となるか、参考にしてください。

※ 確定申告を提出された方は、市県民税等の申告は不要です。

【スタート】



申告が必要な方で、申告がない場合は、国民健康保険税の軽減措置が適用されませんので、ご注意ください。

※軽減措置 世帯の前年中の所得が、一定基準以下の場合、国民健康保険税が軽減されます。

収入・所得金額

所得名の数字は申告書の所得金額の欄の数字と一致します。

① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、サービス業などや、医師、弁護士、大工、左官、保険外交などの営業、農業以外の事業により生ずる所得。
② 農業	田、畑、果樹、養豚、養鶏などにより生ずる所得。
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生ずる所得。 ただし、規模によって事業所得に該当する場合もあり。

◎ 営業、農業、不動産所得のある方は別途収支内訳書の作成が必要。

◎ 平成26年から、営業、農業、不動産所得のある方は記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。

④ 利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金。 所得税において源泉分離課税となったものは申告不要。
⑤ 配当	株式配当、出資配当などの所得。
⑥ 給与	給与、賃金、賞与などによる所得。 給与所得金額の計算については、6ページ、表1 給与所得金額速算表をご覧ください。
⑦ 雑	(公的年金等) 老齢年金(国民年金、厚生年金、共済年金)や恩給等による所得。 所得金額の計算については6ページ、表2 公的年金等所得金額速算表をご覧ください。 (その他) 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、原稿料、印税、講演料、貸金利子などにより生ずる所得。 ※遺族年金、障害年金は非課税ですので、申告の必要はありませんが、国民健康保険に加入されている方は、申告が必要です。
⑧ 総合譲渡	土地、建物以外の資産(自動車、機械器具、ゴルフ会員権等)の譲渡による所得。 短期・・・その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期・・・その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は50万円。
⑨ 一時	生命保険の満期保険金、賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金などによる所得。 ※特別控除額は50万円。

※ 土地、建物等の譲渡・山林所得・先物取引などによる所得がある方は申告書が異なりますので、市役所税務課までお問い合わせください。

事業専従者控除に関する事項

事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、または15歳以上の親族で1年を通じ6ヶ月を超える期間を専ら従事した人で、あなたが所得の計算上必要経費とすることができる控除額。 専従者控除額(イ)か(ロ)のうち低い方の金額 (イ) 配偶者の場合 860,000円 それ以外の場合 500,000円 (ロ) (不動産所得+事業所得+山林所得) ÷ (事業専従者の数+1)
-------	---

表1 給与所得金額速算表 (給与 収入→所得)

給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得の金額	
650,999 円まで	0 円	
651,000 円～1,618,999 円	(A) - 650,000 円	
1,619,000 円～1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	974,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	(A) ÷ 4 = (B) 千円未満の端数切捨て	(B) × 2.4
1,800,000 円～3,599,999 円		(B) × 2.8 - 180,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		(B) × 3.2 - 540,000 円
6,600,000 円～9,999,999 円	(A) × 0.9 - 1,200,000 円	
10,000,000 円～14,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,700,000 円	
15,000,000 円以上	(A) - 2,450,000 円	

表2 公的年金等所得金額速算表 (公的年金 収入→所得)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金所得金額
65 才以上の人 (S26.1.1 以前生)	3,299,999 円まで	(A) - 1,200,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A) × 0.75 - 375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A) × 0.85 - 785,000 円
	7,700,000 円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000 円
65 才未満の人 (S26.1.2 以後生)	1,299,999 円まで	(A) - 700,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A) × 0.75 - 375,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A) × 0.85 - 785,000 円
	7,700,000 円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000 円

●税金に関する Q & A

Q: 生命保険が満期になったので保険金を受け取ったが、申告する必要がありますか？

A: 保険金に限らず損害保険等についての満期保険金等で一時所得に該当する場合は申告が必要です。

保険料の負担者や被保険者、受取人によって税が違います。

負担者	被保険者	受取人	死亡の場合	満期の場合	傷病の場合
Aさん	Aさん	Aさん	相続税	一時所得	非課税
Aさん	Aさん	Bさん	相続税	贈与税	非課税(親族) 一時所得
Aさん	Bさん	Aさん	一時所得	一時所得	同上
Aさん	Bさん	Bさん	贈与税	贈与税	非課税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税	贈与税	非課税(親族) 一時所得

①一時所得の算式は

$$\{(\text{受取保険金} - \text{支払保険料}) - 50 \text{万円}\} \times 1/2$$

※贈与税、相続税は武雄税務署にお尋ねください。

(TEL: 0954 - 23 - 2127)

※年金方式で受け取った場合は、その年ごとの雑所得として税金がかかります。

②申告に必要な書類

- 生命保険契約等の一時金支払調書
- 損害保険金、共済金受取人別支払調書
- 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書など

控除

控除名の数字は、申告書内の控除欄の数字と一致します。

※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税の控除額とは異なります。

⑩雑損控除	<p>あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）が災害や盗難等にあい損害を受けた場合 ○（差引損失額－総所得金額等[*]の10%の金額）と （差引損失額のうち災害関連支出額－5万円）のいずれか多い方の金額 ※総所得金額等は11ページの用語の解説をご覧ください。</p>																				
⑪医療費控除	<p>あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）の医療費を支払った場合 ○医療費実質負担額－（10万円又は合計所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額） ＝ 医療費控除額（最高200万円） ※ 医療費実質負担額とは、平成27年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。</p>																				
⑫社会保険料控除	<p>あなたや生計を一にするあなたの家族（親族）が負担することとなっている社会保険料（国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年、農業年金等）を支払った場合 ○支払額の全額 ※家族（親族）が受け取る年金から天引きされる社会保険料は、年金を受け取った人の社会保険料控除となります。</p>																				
⑬小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金および心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 ○支払額の全額</p>																				
⑭生命保険料控除	<p>生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合 【生命保険料控除の計算】 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等【新契約】</p> <table border="1" data-bbox="418 1156 1479 1404"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「一般生命保険料控除（A）」「介護医療保険料控除（B）」「個人年金保険料控除（C）」 適用限度額はA、B、C各2,800円だが、合計適用限度額は70,000円となる。 A（28,000円）+B（28,000円）+C（28,000円）＝<u>上限7万円</u></p> <p>(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等【旧契約】</p> <table border="1" data-bbox="418 1645 1479 1893"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「一般生命保険料控除（A）」「個人年金保険料控除（B）」 適用限度額は従前どおりA、B各35,000円、合計適用限度額は70,000円となる。 A（35,000円）+B（35,000円）＝<u>上限7万円</u></p>	年間支払保険料の合計	控除額	12,000円以下	支払額	12,000円超～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	56,000円を超える場合	一律28,000円	年間支払保険料の合計	控除額	15,000円以下	支払額	15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	70,000円を超える場合	一律35,000円
年間支払保険料の合計	控除額																				
12,000円以下	支払額																				
12,000円超～32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																				
32,000円超～56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																				
56,000円を超える場合	一律28,000円																				
年間支払保険料の合計	控除額																				
15,000円以下	支払額																				
15,000円超～40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																				
40,000円超～70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																				
70,000円を超える場合	一律35,000円																				

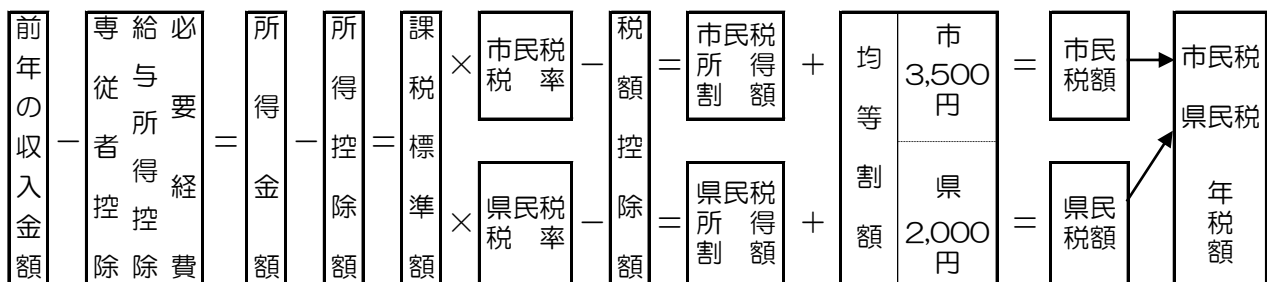
→次ページへ続く

<p>⑭生命保険料控除</p>	<p>(3) 【新契約】と【旧契約】の双方について保険料控除の適用を受ける場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の支払保険料がある場合は、それぞれ次の合計額(ア+イ)が控除額となるが、適用限度額は28,000円となる。 ア 新契約の支払保険料は、上記(1)の表で計算した金額 イ 旧契約の支払保険料は、上記(2)の表で計算した金額</p> <p>(1)～(3)を図で表すと下表のようになります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>全体の合計適用限度額 7万円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【新契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 28,000円 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 介護医療保険料控除 適用限度額 28,000円 </td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 個人年金保険料控除 適用限度額 28,000円 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> + ← 新契約と旧契約の双方で 保険料控除の適用を受ける場合 適用限度額 28,000円 → + </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【旧契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 35,000円 </td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 個人年金保険料控除 適用限度額 35,000円 </td> </tr> </table> </div>	【新契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 28,000円	介護医療保険料控除 適用限度額 28,000円	個人年金保険料控除 適用限度額 28,000円	+ ← 新契約と旧契約の双方で 保険料控除の適用を受ける場合 適用限度額 28,000円 → +			【旧契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 35,000円	個人年金保険料控除 適用限度額 35,000円										
【新契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 28,000円	介護医療保険料控除 適用限度額 28,000円	個人年金保険料控除 適用限度額 28,000円																	
+ ← 新契約と旧契約の双方で 保険料控除の適用を受ける場合 適用限度額 28,000円 → +																			
【旧契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 35,000円	個人年金保険料控除 適用限度額 35,000円																		
<p>⑮地震保険料控除</p>	<p>損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">年間支払保険料の合計</th> <th style="width: 40%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払金額×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2) 旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払金額×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(1)、(2)の両方がある場合</td> <td></td> <td>(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年間支払保険料の合計	控除額	(1) 地震保険料	50,000円以下	支払金額×0.5	50,000円超	25,000円	(2) 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額	5,000円超 15,000円以下	支払金額×0.5+2,500円	15,000円超	10,000円	(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)
区分	年間支払保険料の合計	控除額																	
(1) 地震保険料	50,000円以下	支払金額×0.5																	
	50,000円超	25,000円																	
(2) 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払金額																	
	5,000円超 15,000円以下	支払金額×0.5+2,500円																	
	15,000円超	10,000円																	
(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)																	
<p>⑯寡婦控除</p>	<p>○一般の場合、次の(イ)または(ロ)に該当する人 (控除額 260,000円) (イ) 夫と死別または離別後婚姻していない人で、扶養親族または生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子のある人 (ロ) 夫と死別後婚姻していない人で合計所得金額が500万円以下の人 ○特別の場合、下記に該当する人 (控除額 300,000円) 夫と死別または離別後婚姻していない人で扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人</p>																		
<p>⑰寡夫控除</p>	<p>妻と死別または離別後婚姻していない人で生計を一にしている総所得金額等の合計が38万円以下の子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人 (控除額 260,000円)</p>																		

⑰勤労学生控除	学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が65万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が10万円以下である人（控除額 260,000円）																														
⑱障害者控除	<p>あなたが障がい者か、又は控除対象配偶者や扶養親族（年少扶養親族含む）が障がい者である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普通障がい者一人について（控除額 260,000円） ○特別障がい者一人について（同居以外）（控除額 300,000円） ○特別障がい者一人について（同居）（控除額 530,000円） <p>※身体障害者手帳1,2級／精神障害者手帳1級／療育手帳A所持者は、特別障害者控除の対象になります。</p>																														
⑲配偶者控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で平成27年中の合計所得金額が38万円以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般（控除額 330,000円） ○老人（昭和21年1月1日以前生まれの人）（控除額 380,000円） <p>※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、両方を選ぶことはできません。 該当するどちらか一方のみをお選びください。</p>																														
⑳配偶者特別控除	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合 控除額は配偶者の所得に応じて違いますので下記表3をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">表3 配偶者特別控除額</p> <table border="1" data-bbox="355 1063 1402 1521"> <thead> <tr> <th>配偶者の給与収入金額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,030,001～1,099,999円</td> <td>380,001～449,999円</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,000～1,149,999円</td> <td>450,000～499,999円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,000～1,199,999円</td> <td>500,000～549,999円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,000～1,249,999円</td> <td>550,000～599,999円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,000～1,299,999円</td> <td>600,000～649,999円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000～1,349,999円</td> <td>650,000～699,999円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,350,000～1,399,999円</td> <td>700,000～749,999円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,400,000～1,409,999円</td> <td>750,000～759,999円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>1,410,000円以上</td> <td>760,000円以上</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額	1,030,001～1,099,999円	380,001～449,999円	33万円	1,100,000～1,149,999円	450,000～499,999円	31万円	1,150,000～1,199,999円	500,000～549,999円	26万円	1,200,000～1,249,999円	550,000～599,999円	21万円	1,250,000～1,299,999円	600,000～649,999円	16万円	1,300,000～1,349,999円	650,000～699,999円	11万円	1,350,000～1,399,999円	700,000～749,999円	6万円	1,400,000～1,409,999円	750,000～759,999円	3万円	1,410,000円以上	760,000円以上	0円
配偶者の給与収入金額	配偶者の合計所得金額	控除額																													
1,030,001～1,099,999円	380,001～449,999円	33万円																													
1,100,000～1,149,999円	450,000～499,999円	31万円																													
1,150,000～1,199,999円	500,000～549,999円	26万円																													
1,200,000～1,249,999円	550,000～599,999円	21万円																													
1,250,000～1,299,999円	600,000～649,999円	16万円																													
1,300,000～1,349,999円	650,000～699,999円	11万円																													
1,350,000～1,399,999円	700,000～749,999円	6万円																													
1,400,000～1,409,999円	750,000～759,999円	3万円																													
1,410,000円以上	760,000円以上	0円																													
㉑扶養控除	<p>あなたと生計を一にする親族（配偶者以外）で平成27年中の合計所得金額が38万円以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般扶養（平成12年1月2日以後生まれの扶養親族を除く）（控除額 330,000円） ○特定扶養（平成5年1月2日から平成9年1月1日生まれの扶養親族）（控除額 450,000円） ○老人扶養（昭和21年1月1日以前生まれの扶養親族）（控除額 380,000円） ○同居老親等（昭和21年1月1日以前生まれの人で同居している直系尊属）（控除額 450,000円） <p>※平成12年1月2日以後生まれの年少扶養親族につきましては税制改正により扶養控除対象外となりました。ただし、障害者控除は適用されます。</p>																														
㉒基礎控除	すべての方に適用される控除です。（控除額 330,000円）																														

市県民税、国民健康保険税の計算方法と税率

◎市県民税



◇所得割額

課税標準額	市民税		県民税	
一律	税率	6%	税率	4%

◇均等割額

市民税	3,500円	県民税	2,000円
-----	--------	-----	--------

◇市県民税の非課税要件等

- 均等割が非課税になる人

※扶養親族数には平成12年1月2日以後生まれの年少扶養親族も含まれます。

- ①前年中の合計所得金額が28万円以下の人

扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人 (扶養親族数+1) × 28万円 + 16万8千円

- 所得割が非課税になる人

- ①前年中の総所得金額等が35万円以下の人

扶養親族がいる場合には、所得が次の算式で求めた金額以下の人 (扶養親族数+1) × 35万円 + 32万円

- 均等割、所得割両方とも非課税になる人

- ①生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 (1月1日現在)

- ②障がい者、未成年、寡婦(夫)で合計所得金額が125万円以下の人

◎国民健康保険税

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	課税標準額×10.0%	課税標準額×2.6%	課税標準額×2.4%
被保険者均等割額	被保険者1人につき 25,500円	被保険者1人につき 7,500円	被保険者1人につき 10,500円
世帯別平等割額	1世帯につき 36,000円	1世帯につき 8,000円	1世帯につき 6,300円
限度額	520,000円	170,000円	160,000円

※ 課税標準額・・・前年の所得金額 — 33万円

限度額は平成27年度の金額を掲載しています。

申告に必要なもの

1.印鑑
2.平成27年中の収入が明らかとなる資料 ①給与所得者は給与の源泉徴収票 ②公的年金等所得者は公的年金等の源泉徴収票 ③事業所得（営業等、不動産）者は収入、経費を記入した帳簿書類等 ④農業所得者は農協との取引明細書（アグネス）・営農通帳・収入、経費がわかる書類等
3.控除に必要な資料 ①社会保険料、生命保険料、旧長期損害保険料・地震保険料の支払証明書 ②医療費控除、雑損控除、寄附金控除ための領収書等
4.その他 ①還付申告の場合は、申告者名義の金融機関通帳 ②確定申告書（税務署から確定申告書が送られてきた方）

※事業所得者の領収書や医療費控除の領収書等が整理されていない場合は、相談に応じられないことがありますので、必ず整理して各会場へお越してください。

用語の解説

所得	収入から必要経費を差し引いた分 $\text{所得} = \text{収入} - \text{必要経費}$
控除	所得から差し引かれる金額（所得控除）
総所得金額等	次の①+②+（退職所得金額）+（山林所得金額） ①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得、短期譲渡所得、雑所得の合計額（損益通算後の金額） ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1 ※損益通算できる繰越控除 純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式にかかる譲渡損失の繰越控除 特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除 先物取引の差金等決済にかかる損失の繰越控除

武雄市長 様 平成 年度分 市町民税 県民税 国民健康保険税 申告書

平成 年 月 日 提出

世帯コード	個人コード
フリガナ	生年月日
署名又は記名押印	⑧
勤務先または名称	電話番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差し損失額のうち災害関連支出の金額 円
⑪ 医療費控除	支払った医療費 円	保険金などで補てんされる金額 円	
	社会保険の種類	支払った保険料 円	
⑫ 社会保険料控除	合計 円		
	⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 円
	新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計 円		旧長期損害保険料の計 円
	⑯ □ 寡婦(寡夫)控除 寡婦(寡夫)、勤労学生控除 [□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還]		⑰ □ 勤労学生控除 (学校名)
⑱ 障害者控除	氏名	障害の程度	級度 級度
	氏名	障害の程度	級度 級度
⑲~⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名	生年月日	明・大 昭・平
	配偶者の合計所得金額 円		
㉑ 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分 続柄 控除額 万円
	明・大 昭・平	明・大 昭・平	□ 同居 □ 別居
	明・大 昭・平	明・大 昭・平	□ 同居 □ 別居
	明・大 昭・平	明・大 昭・平	□ 同居 □ 別居

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	平	□ 同居 □ 別居	扶養控除額の合計
	平	□ 同居 □ 別居	
	平	□ 同居 □ 別居	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「11」に氏名及び住所を記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農	業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
一時		サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農	業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
合計		⑨		
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑩	
	医療費控除		⑪	
	社会保険料控除		⑫	
	小規模企業共済等掛金控除		⑬	
	生命保険料控除		⑭	
	地震保険料控除		⑮	
	寡婦(寡夫)控除		⑯	
	勤労学生、障害者控除	⑰~⑱		
	配偶者控除	⑲		
	配偶者特別控除	⑳		
扶養控除	㉑			
基礎控除	㉒		330,000	
合計	㉓			

表

* 営業等・不動産の収入内訳は裏面に記入してください。

源泉徴収票及び証明書等は裏面に添付してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

5 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務 日数	月 収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				
勤務先所在地				
勤 務 先 名				
電 話 番 号				

6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	不動産の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
				国外株式等に係る外国所得税額

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差 引 金 額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所 得 金 額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一 時						ハ
二 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。右の二の金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

10 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大 昭・平		円
		明・大 昭・平		
		明・大 昭・平		
合 計 額				
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし

14 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

参 考 事 項

(収入のなかった方は該当する項目に記入してください。)

1. どなたかの扶養親族であった場合、その方の住所	氏名	続柄
2. 失業中であった	年 月 日から	年 月 日まで
3. 学生	年 月 卒業予定	学校名
4. 病気療養中	自宅・病院で療養中	年 月 日から 年 月 日まで
5. 遺族年金・障害年金で生活していた。		
6. その他の理由で所得のなかった人は、具体的に記入してください。		

11 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

裏

源泉徴収票及び証明書等はここに添付してください。

平成 年分収支内訳書

事業所得、不動産所得がある方は記入し申告書に添付してください。

事業所得の収支内訳書（営業等）

	科 目	金 額
	売上（収入）金額	
	雑 収 入	
	自 家 消 費	
	① 計	
売上原価	② 期首たな卸額	
	③ 仕入金額	
	④ 期末たな卸額	
	⑤ 差引金額（②+③-④）	
	⑥ 差引金額（①-⑤）	
必 要 経 費	租 税 公 課	
	水 道 光 熱 費	
	旅 費 通 信 費	
	広 告 宣 伝 費	
	修 繕 費	
	消 耗 品 費	
	借 入 金 利 子	
	減 価 償 却 費	
	地 代 家 賃	
	給 料 賃 金	
	雑 費	
	⑦ 必要経費合計	
	⑧ 差引所得（⑥-⑦）	
	⑨ 事業専従者控除額	
	所得金額（⑧-⑨）	

不動産所得の収支内訳書

不 動 産 収 入 の 内 訳				
貸 地 家 賃	所 在 地	賃借人氏名	賃借期間	年 額
			自 月	
			至 月	
			自 月	
			至 月	
			自 月	
			至 月	
			自 月	
			至 月	
合計				
科 目		金 額		
収 入 金 額	賃 貸 料			
	権 利 金 等			
	① 合 計			
必 要 経 費	租 税 公 課			
	損 害 保 険 料			
	修 繕 費			
	借 入 金 利 子			
	減 価 償 却 費			
	② 合 計			
	③ 差引所得（①-②）			
	④ 事業専従者控除額			
	所得金額（③-④）			

減価償却費の計算

品 目	取得年月日	①取得価額	②償却の基礎 になる金額	③耐用 年数	④専用 割合	⑤期間	減価償却費②÷③×④×⑤	未償却残高
	年 月	円	円	年	%	— 12	円	円
	年 月	円	円	年	%	— 12	円	円
	年 月	円	円	年	%	— 12	円	円
	年 月	円	円	年	%	— 12	円	円

※取得年月日が19年4月以降であれば②=①、19年3月以前であれば②=①×0.9

給与賃金の内訳

住 所	氏 名	生 年 月 日	支 払 金 額

平成 年分収支内訳書 (農業所得用)

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

Header information form including address (フリガナ氏名住所), telephone numbers (電話番号), and business details (業種名, 農園名, 事務所所在地).

平成 年 月 日

(自 月 月 日 至 月 月 日)

○雇人費の内訳

Main table with columns for category (科目), amount (金額), and date (日). Rows include income (収入), expenses (経費), and summary (合計).

○小作料・賃借料の内訳

Table for sublease and rental fees with columns for recipient name, address, amount, and type.

○事業専従者の氏名等

Table for family members working full-time in the business, including name, age, and duration.

【税務署整理欄】

Small grid for tax office filing information.

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積(畝)(頭羽数)	農産物の棚卸高末		農産物の数量	農産物の金額	事業消費金額	家事業消費金額	販売金額	作付面積(畝)(頭羽数)	農産物等の種類品名等	事業消費金額	家事業消費金額	農産物の棚卸高末	
		数量	金額										数量	金額
田	a													
畑														
施設														
小計														
雑収入の内訳														
合計														

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称(繰延資産を含む)	取得面積又は数量	取得年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定率	本年の償却期間	本年償却費	本年普通償却費	本年償却費	特別償却費	年別償却費	年費合計	事業専用割合	本年分の必要経費(①×⑦)	未償却残高(期末残高)	摘要	
計								12											

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合には⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年からの繰越額	本年中の種苗費、種肥料、素畜費	本年中の肥料、農薬等の投下費用	育成中の果樹等から生じた収入金額	本年に取得したものの取得価額	翌年へ繰越す額(④+⑤-⑥)	⑥、⑦、⑧欄の金額の計算方法
計								

○本年中における特殊事情

--

平成 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 _____
氏名 _____

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで補てんされる金額
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
				円	円
合 計					

医療費控除の対象となる医療費

<p>医療費控除の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○助産師による分べんの介助の対価 ○医師等による一定の特定保健指導の対価 ○保健師や看護師、準看護師による療養上の世話の対価（※） ○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 ○病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価
<p>控除の対象に含まれるもの（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 <ul style="list-style-type: none"> ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 ○上記（※）以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 ○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 ○病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用
<p>控除の対象に含まれないもの（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的でおこなった整形手術の費用 ○健康診断の費用（診断の結果、重大な疾病が発見されて治療を開始された場合は対象となる） ○予防接種の代金（予防であって治療ではないため） ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用 ○親族に支払う療養上の世話の対価 ○疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用